

賃上げ実施企業に対する加点措置

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

○申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、
1. 5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。

○企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、様式10「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」（※注1）提出により受領とします。

※注1 「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」は、賃上げを給与総額又は平均受給額のどちらで申請するか、及び常用雇用従業員の有り・無しによって、様式10の1、2、3又は4の4タイプがあります。

○採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。

○なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。

○賃上げが1. 5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

○なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は様式10 誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。